令和４年３月版

土　　木
設計業務

特記仕様書

設計名称

０８－三宮ＣＳ東地区歩道設え詳細設計等業務

令和８年９月

独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部　企画第１課

特記仕様書

第１章　　総則

１－１　適用

本特記仕様書は、『０８－三宮ＣＳ東地区歩道設え詳細設計等業務』(以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（平成 28 年７月版)」（以下「共通仕様書」という。）による。

共通仕様書は閲覧に供する。

１－２　設計対象範囲

設計範囲は、別図-1、別図-2 に示す範囲とする。

設計範囲：神戸市中央区雲井通８丁目他

１－３　履行期間

契約締結日の翌日　から　令和 10 年 3 月 31 日

１－４　計画地区概要

敷地面積	約 0.25ｈａ
地区コンセプト等	神戸市は、都心が目指す将来像として、平成 27 年９月に「神戸の都心の未来の姿［将来ビジョン］」及び「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定している。また、平成 30 年９月には、官民共通の具体的な目標像として、「神戸三宮「えき≈まち空間」基本計画」を策定している。そして、令和４年６月には、「えき≈まち空間」及び税関線を対象に、「公共空間」に備えるべき役割や機能等の整理、周辺の建築物等のあり方をまとめた「神戸三宮「えき≈まち空間」・税関線景観デザインコード」を策定している。 本業務では、三宮クロススクエア東地区（参照：業務対象範囲）について、過年度の設計結果を踏まえた歩道設えの詳細設計等を行う。

１－５　管理技術者

管理技術者は、共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①～③に示す条件を満たす者とする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。また、本業務の管理技術者は、受注者が

提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

① 下記のいずれかの資格を有する者

１）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

２）技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

３）ＲＣＣＭ（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

② 下記の実績を有する者

平成 23 年度以降に完了した、同種又は類似業務等の実績を有する者。

同種業務、類似業務については以下の通り。

イ　同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社が発注した、駅前広場や滞留機能のある街路空間(道路・歩道橋・園路など)を含む道路詳細設計業務（但し、再委託による業務の実績は含まない。また、共同企業体の構成員としての実績である場合は､その出資比率が20%以上のものに限る。）

ロ　類似業務：次のa又はbに該当する業務

a　民間企業が発注した駅前広場や滞留機能のある街路空間(道路・歩道橋・園路など)を含む道路詳細設計業務（但し、再委託による業務の実績は含まない。また、共同企業体の構成員としての実績である場合は、その出資比率が20%以上のものに限る。）

b　②イ のただし書において除かれる再委託又は共同企業体構成員としての業務の実績

③ 参加表明書の提出期限日時点において参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいい、当該関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取り扱う。

１－６ 照査技術者

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の５項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記の①～②に示す条件を満たすものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

１）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

２）技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

３）ＲＣＣＭ（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

② 参加表明書の提出期限日時点において参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関

係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいい、当該関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取り扱う。

１－７ アーバンデザイン技術者

歩道設えデザインの詳細検討に係る業務を行う者として、アーバンデザイン技術者を配置するものとし、下記の①～③に掲げる要件を満たすこととする。

① 以下のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門　選択科目：建設－都市及び地方計画）
技術士（建設部門　選択科目：都市及び地方計画）
RCCM（都市計画及び地方計画部門または造園部門）
一級建築士
登録ランドスケープアーキテクト(RLA)

② 下記の実績を有する者

平成 23 年度以降に完了した、以下の実績を有する者。**（企業及び管理技術者に求める実績の定義と異なるため、注意すること。）**

・駅前広場や滞留機能のある街路空間(道路・歩道橋・園路など)のデザインを含む道路設計業務(基本・詳細を問わない)に担当技術者以上として従事した経験を持つ者。

③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいい、当該関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取り扱う。

１－８　配置予定技術者の要件

・管理技術者、照査技術者、アーバンデザイン技術者、担当技術者のいずれかに登録ランドスケープアーキテクト(RLA)の資格を有する者を配置すること。
・管理技術者及びアーバンデザイン技術者は、前述の要件を満たせば１人で複数の技術者を兼ねることができるものとする。ただし、照査技術者は他の技術者を兼ねることはできないものとする。
・管理技術者、アーバンデザイン技術者の業務実績については過去に所属していた企業における実績（管理技術者にあっては、管理技術者又は主任技術者としての実績に限る。）を含むものとする。

１－９ 打合せ等

打合せは、共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項　目	回数
(1)業務着手時	1
(2)中間時	10
(3)業務完了時	1

1－10 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は1回を想定している。

1－11 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書 1.1.12 の２項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

1－12 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書 1.2.2 に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行い、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1－13 下請負等

１）本業務請負契約書第８条第１項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書 1.1.28 の第１項に示すとおりとする。

２） 本業務請負契約書第８条第３項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書 1.1.28 の第２項に示すとおりとする。

３）受注者は、本業務請負契約書第８条第３項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面（共通仕様書「様式－10」）を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1－14 建設副産物対策

共通仕様書 1.2.9（設計業務の条件）の９項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（共通仕様書「付属資料 1」）を作成するものとする。

1－15 設計業務の成果

本業務の成果品は、共通仕様書 1.2.11 及び下表によるものとする。

（１）成果品

項　　目	サイズ	成果品数		
(1)詳細設計図面	A3 版	観音製本 データ	2 部 2 部	原稿一式 CD
(2)報告書等 ①現地踏査報告書 ②設計報告書 ③設計計算書 ④数量計算書 ⑤打合せ記録簿 ⑥照査報告書 ⑦リサイクル計画書 ⑧法令等に基づく届出等チェックリスト ⑨特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート	A4 版	製本 データ	2 部 2 部	原稿一式 CD
(3)その他調査職員の指示した報告書等		製本 データ	2 部 2 部	原稿一式 CD

なお、報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCad を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

（２）電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

１）適用基準

・都市整備部門の土木設計業務等の電子納品要領（案）　（平成 22 年 10 月）

・都市整備部門の CAD による土木工事図面作成要領（案）（平成 17 年 3 月）

２）データの使用

提出されたデータは、工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用する場合がある。

１－16 個人情報の取扱について

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項」第２条に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

（１）保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

（２）取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。

（３）取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。

（４）原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

第2章　設計業務

２－１　業務目的

本業務は、既に策定された三宮クロススクエア地区における空間デザイン検討及び予備設計業務、道路詳細設計業務等に基づき、当該デザインコンセプトを踏襲しつつ各種検討や課題の整理、計画の立案等を行うことにより歩道設え詳細設計図面等の適切な設計成果を得ることを目的として実施する。したがって、既往業務成果における設計意図・デザイン思想・地域特性等を十分に理解した上で、整合性の取れた詳細設計を行うこと。なお、道路構造に関する詳細設計は別途実施済であり、道路構造に関する情報については、当該の業務成果を用いるものとする。

２－２　設計項目

設計項目	業務範囲
（１）　整地設計	
（２）　道路設計（歩道設え設計他）	○
（３）　下水道設計	
（４）　構造物設計	
（５）　橋梁設計	
（６）　電線共同溝設計	
（７）　調整池設計	
（８）　屋外土木施設	
（９）　除却等設計	

２－３　使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

（１）関係法令等

道路法
道路交通法
道路構造令

（２）技術基準等

・神戸市　　神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（R7.10/1）
・神戸市　　神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書（R7.10/1）
URL:https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/sekkei.html
・神戸市　　標準構造図集（土木一般工事）

・神戸市　　神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例
・神戸市　　神戸市道路設計指針（案）（内規）
・神戸市　　神戸市バリアフリー道路整備マニュアル
URL:https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/shise/kekaku/universal/road/bf/sec2.html
・神戸市　　照明施設設置基準
・神戸市　　神戸市公園施設標準図集
・神戸市　　神戸市公園施設設計設置基準
・神戸市　　神戸市消防用設備等技術基準
・神戸市　　神戸の都心の未来の姿［将来ビジョン］
・神戸市　　三宮周辺地区の『再整備基本構想』
・神戸市　　神戸三宮「えき≈まち空間」基本計画
・神戸市　　神戸三宮「えき≈まち空間」・税関線　景観デザインコード
・都市再生機構　土木工事数量算出要領（案）
・都市再生機構　土木工事工種体系化解説及び体系ツリー図
・都市再生機構　土木・造園工事積算要領(令和７年度版)
・国土交通省　　道路土工構造物技術基準
・国土交通省　　ストリートデザインガイドライン - 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 - （令和３年５月）
・国土交通省　　LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）
・国土交通省　　高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
・兵庫県　　福祉のまちづくり条例
URL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/jourei2.html
・日本道路協会　道路土工指針
・日本道路協会　防護柵設置基準・同解説
・日本道路協会　舗装設計施工指針
・日本道路協会　道路構造令の解説と運用
・日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説
・土木学会　　コンクリート標準示方書（設計編）（施工編）

上記の関連図書については、最新のものを参照すること。契約期間内に関連図書が改定された場合には、担当者と協議のうえで判断するものとする。なお、参考図書については、設計報告書に明記し、抜粋添付すること。

上記以外は土木工事設計照査要領の巻末の運用指針等一覧表を参照。

２－４　貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

・三宮クロススクエア(第１段階)における道路設計検討業務(その３)
・中央幹線における道路修正設計業務
・三宮クロススクエアデザイン検討および予備設計業務
・令和８年度 JR 三ノ宮新駅ビル南側広場空間他設計業務
・税関線（本庁舎２号館周辺等）デザイン詳細計画業務
・令和８年度三宮クロススクエア北東部・JR 三ノ宮新駅ビルにおける公共空間活用に向けた検討業務

２－５　調査・設計業務内容

（１） 現地踏査

共通仕様書第１編及び第２編の各項に基づき別添の範囲の現地踏査を行うものとする。

特記事項（特に留意する点）	概略数量
☑境界状況 ☑周辺及び地区内道路状況 ☑支障物件（家屋、電柱、越境物件等） ☑供給処理施設状況（河川、下水道、水道、電気、電話他） ☑現況土地使用状況等 □伐採・伐木状況、樹種・樹高等 □工作物等種別、形状 ☑土運搬、材料搬入、重機運搬路等 ☑現況地盤、敷地形状、土質状況等 ☑関連工事（出会い工事）の進捗状況と影響度等	約 0.25ha

（２） 上位計画等との整合性の検討

本業務の実施にあたっては、上位計画等の関連する諸条件との整合性の検討を行うものとする。

検討項目	特記事項（特に留意する点）
上位計画との整合性の検討	・神戸三宮「えき≈まち空間」基本計画 ・神戸三宮「えき≈まち空間」・税関線　景観デザインコード ・三宮クロススクエア(第 1 段階)における道路設計検討業務(その３) ・中央幹線における道路修正設計業務 ・三宮クロススクエアデザイン検討および予備設計業務 ・令和８年度 JR 三ノ宮新駅ビル南側広場空間他設計業務 ・税関線（本庁舎２号館周辺等）デザイン詳細計画業務 ・令和８年度三宮クロススクエア北東部・JR 三ノ宮新駅ビルにおける公共空間活用に向けた検討業務 なお、別途設置している「都心三宮デザイン調整会議」及び地元等の意見、新駅ビル事業等の関連事業の設計進捗を踏まえながら、検討を行う。
関連する諸条件との整合性の検討	☑地区計画との整合性確認 ☑地区界部の整合性検討（地区界処理方針、現況道路等の整合性等） ☑新駅ビル計画との整合性検討（計画高、切盛境界の処理、新駅ビルの出入り、デザイン連続性等） ☑排水基本計画との整合性検討（下水道計画等）、下水道基本設計との整合性検討、流域重ね図作成

検討項目	特記事項（特に留意する点）
	☑道路構造令に規定されている諸基準及び管理者協議事項との整合性検討 ☑道路占用計画(埋設管路、キオスク・交番等の道路占用物件)との整合性検討 ☑その他（既存報告書・資料、法的条件、自然条件、固定条件等の検討）

（３） 設計業務

ア.歩道設え詳細設計

上位計画との整合を図り、歩道部の設えに関する詳細設計を行う。

設計業務の着手にあたっては既往設計からの申し送り事項を参照し､対応方針について発注者と事前に協議を行うこと。なお､設計内容に変更が必要となる場合は、発注者と協議のうえで設計変更の対象について決定する。

設計工種	特記事項（特に留意する点）	
道路設計（実施）	設計条件等	・概略数量：W=4～22m、L=120m(歩道) （地形；市街地） ・基盤工　A=1,720 ㎡ （人工軽量盛土、植栽土壌、人工軽量植栽土壌、根系誘導耐圧基盤、高空隙貯留浸透植栽基盤、遮水シート等） ・舗装工　A=2,250 ㎡ （自然石舗装、保水性舗装、ILB 舗装、輝度比確保用黒石、砂利舗装、誘導ブロック等） ・縁石工　L=290m （自然石縁石、ILB 縁石、見切材等） ・給排水設備工　N=1 式 （電磁弁、散水栓、止水栓、メーターボックス、給水管、ミスト制御盤、ミスト配管、涼霧ヘッダー等） ・照明設備工　N=1 式 （歩道照明、車道照明(歩行者信号共架あり)、ローポールライト、アッパーライト、LED 照明、フットライト、ライン照明電力装置＋コンセント、歩道及び車道照明基礎、風速計・湿温度センサー等） ・電気、信号設備工　N=1 式 （ケーブル、電線管、分電盤、ハンドホール、プルボックス等） ・植栽工　N=1 式 （高木、中木、低木） ・植栽施設工　N=1 式 （ツリーサークル、防根シート、地下式支柱、地上支柱等） ・標識工　N=1 式

		（路面ピクトグラム、サイン、道路標識等） ・防護柵工　N=1 式 （車両防護柵、横断防止柵、車止め等） ・付属施設工　N=1 式 （ベンチ等）
	設計内容	共通仕様書第 3.3.4 第 2 項に基づき、次の項目の設計を行うこと。 設計項目 a. 設計計画(設計条件の設定)および施工計画 b. 設計検討 c. 設計図（路線図、平面図、縦断図、標準横断面、横断図、土積図、詳細図） d. 数量計算 e. 工事概算額算定 f. 照査 g. 報告書作成 設計項目の中で特に留意すべき項目を以下に記載する。 a. 設計計画(設計条件の設定)および施工計画 チェックがついていないチェックボックスの内容は上位計画で実施済みである。 ☐道路区分、設計速度の設定 ☐基本断面構成(幅員、歩道、植栽等)の設定 ☐縦横断曲線半径、視距、縦横断勾配、設計荷重等基本条件の設定 ☑整備内容（水準）の設定 ☑施工手順の設定と出会い工事との調整事項の整理 ☑緊急車両通行、工事車両進入路に関する検討 ☑仮設道路計画検討 ☑防塵、騒音、振動等周辺環境対策検討 ☑段階施工計画・工事工程検討 b.設計検討 ☑平面・縦断・横断設計 ※上位計画に基づく詳細検討(道路構造に関する詳細設計は上位計画で実施済み) ☑設計範囲 ☑舗装材料 ☑使用製品等の決定 ☑道路構造物の平面、構造設計(道路付帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計) ☑舗装構造の設計(舗装構成の決定と根拠資料の作成) ☑道路土工の設計(土量計算、運土計画、使用機械) ☑歩道切下げ、宅地出入りの平面・構造設計 ☑段差処理等摺り付け検討 ☑電気衛生設備(信号設備、電源コンセント、ミスト設備、潅水設備、給水設備、汚水排水設備等)の詳細設計　※上位計画に基づく詳細検討 ☑道路照明施設の平面、構造設計(街路灯等) ☑道路安全施設の設計（ガードレール、横断防止施設、標

		識、路面標示、点字ブロック等） ☑植栽検討 ※上位計画に基づく詳細検討 ☑整備施設の財産区分の整理 ☑除却工事内容の精査(上位計画の内容を現況に合わせて更新すること。） c.設計図 共通仕様書を参照すること。 d.数量計算 共通仕様書を参照すること。 e.工事概算額算定 設計検討が一定程度進捗した段階で対象工事の工事費概算額(施工年度別)を算定する。算出された概算額をもとに発注者が整備水準の見直しを行う可能性があるため、概算額算定を複数回行う場合がある。なお、本仕様書では工事概算額算定は１回を想定する。 f.照査 共通仕様書を参照すること。 g.報告書作成 共通仕様書を参照すること。

イ.既往業務設計成果の修正および工事発注図書の作成

本業務における歩道設え詳細設計を行うことによって､既往業務設計成果の修正の必要が生じた場合は､発注者と協議のうえ本業務において修正を行う｡既往業務の概要は以下のとおりである。

業務名称：中央幹線における道路修正設計業務

業務概要：道路構造詳細設計（本業務対象範囲における下記の道路詳細設計）

・路面排水工（側溝工、集水桝工等）
・道路付属施設工（街築ブロック工、区画線工等）
・構造物撤去工（構造物取壊し工、道路施設撤去工等）
・車道舗装工（アスファルト舗装工等）
・歩道舗装工（アスファルト舗装工等）

また、本業務における成果図面及び既往業務の成果図面を統合・合冊・編集することにより、工事発注図書の作成を行う。

作業内容、作業量は以下を想定する。

道路構造詳細設計図面修正	修正率 29～10%	10 枚
発注図書編集(道路構造詳細設計図面と歩道設え詳細設計図面の統合を含む)	修正率 29～10%	150 枚

※　作業内容、作業量は変更する場合があるため、作業内容に応じて修正率等も設計変更の対象とする。

ウ.歩道設えデザインの詳細検討

上位計画の内容を踏まえながら、歩道設えデザイン（舗装、ストリートファニチャー、サイン、植栽、照明等）の詳細検討を行う。デザイン検討に際しては、デザインパースなど、管理者等と今回業務の最終成果の景観イメージを共有するツール、地区のプレゼンテーションツールとして必要な資料作成及び都心三宮デザイン調整会議へ付議するための資料作成を行う。

なお、本業務の実施にあたっては、以下の条件を考慮し検討すること。

①「神戸三宮「えき≈まち空間」基本計画」及び「神戸三宮「えき≈まち空間」・税関線　景観デザインコード」の内容を踏まえたデザインとすること。

②別途設置している「都心三宮デザイン調整会議」等の意見を踏まえながら、舗装材・道路施設等の提案、選定、比較検討を行う。都心三宮デザイン調整会議に諮る時期については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

③周辺の民間事業者や地権者等の意見を聴取しながら検討を行う。なお、駅ビル外構設計、別途検討されている道路内建物の設計等、周辺事業の進捗と調整のうえで検討を行うこと。

作業内容、作業量は以下を想定する。

歩道設えデザインの詳細検討	1 式
デザインパース作成	5 枚
都心三宮デザイン調整会議資料作成	1 回

※　作業内容、作業量は変更する場合があり、その場合は設計変更の対象とする。

２－６　管理者協議等

（１）協議図書作成

本業務で得た成果をもとに、道路設計協議等の事前協議に係る次の協議図書のとりまとめや共通図面等の作成を行うものとする。

特記事項（作成協議図書）	回数
□開発協議（公共施設管理者協議等）に必要の図書作成 □権利者説明、同意に係る図面等の作成 ☑鉄道近接協議図書作成 ☑地下埋設物近接協議図書作成 □河川法に基づく施工協議図書作成 □砂防協議図書作成 ☑交通管理者協議図書作成 ☑道路管理者協議資料作成	4 回

（２）管理者協議

当該設計に係る以下の管理者協議に出席するものとする。また、必要に応じ関係

機関との協議を実施し、記録簿の作成を行うものとする。

協議種別	頻度等
① 鉄道近接協議	1回
② 地下埋設物近接協議	1回
③ 交通管理者協議	1回
④ 道路管理者協議	1回

※　作業内容、作業量は変更する場合があり、その場合は設計変更の対象とする。

２－７ 数量算定等

（１）数量算定

１)数量算定の対象項目（対象となる設計工種）

設計項目	
(1)整地設計	
(2)道路設計（歩道設え設計他）	○
(3)下水道設計	
(4)構造物設計	
(5)橋梁設計	
(6)電線共同溝設計	
(7)調整池設計	
(8)屋外土木施設	
(9)除却等設計	

2)数量算定の対象工事

番号	工事名称
①	（仮称）09-三宮 CS 東地区歩道整備その他工事

３）単価作成に係る基礎資料の作成

受注者は、必要に応じて単価作成に係る基礎資料の作成を行う。

（２）見積徴収

刊行物・積算要領等に記載のない材料及び工事については、調査職員の指示する見積条件、内容に基づき、見積徴収（3社以上）を行うこと。

第３章　その他

３－１ 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

３－２ 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書 1.1.16 に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

３－３ 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

３－４ 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

３－５ 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受注者は、当該業務における法令等に基づく届出等の調査を行い、「届出等チェックリスト」（別紙－1）を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入すること。また、届出等が不要なものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「－」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。

３－６ 提出書類仕様

受注者は、仕様書 1.2.12 に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

３－７ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書 1.1.36 に基づき適切な対応を図るものとする。

３－８ グリーン購入法への対応について

受注者は、当該業務の実施にあたり物品使用の検討では共通仕様書 1.2.12 の 2 項に基づき環境への負荷が少ない環境物品等の採用の推進に向けて提案を行う。

詳細設計業務においては、基本設計における検証結果に基づき、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を確認し、可能な品目については積極的に調達の推進に向けて提案を行う。なお、調達を実施する品目については、設計図書に明記し、使用に際しての留意事項等を記載すること。

３－９ 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として

使用することがある。

３－10 積算基準

本業務に関する積算基準は閲覧に供する。

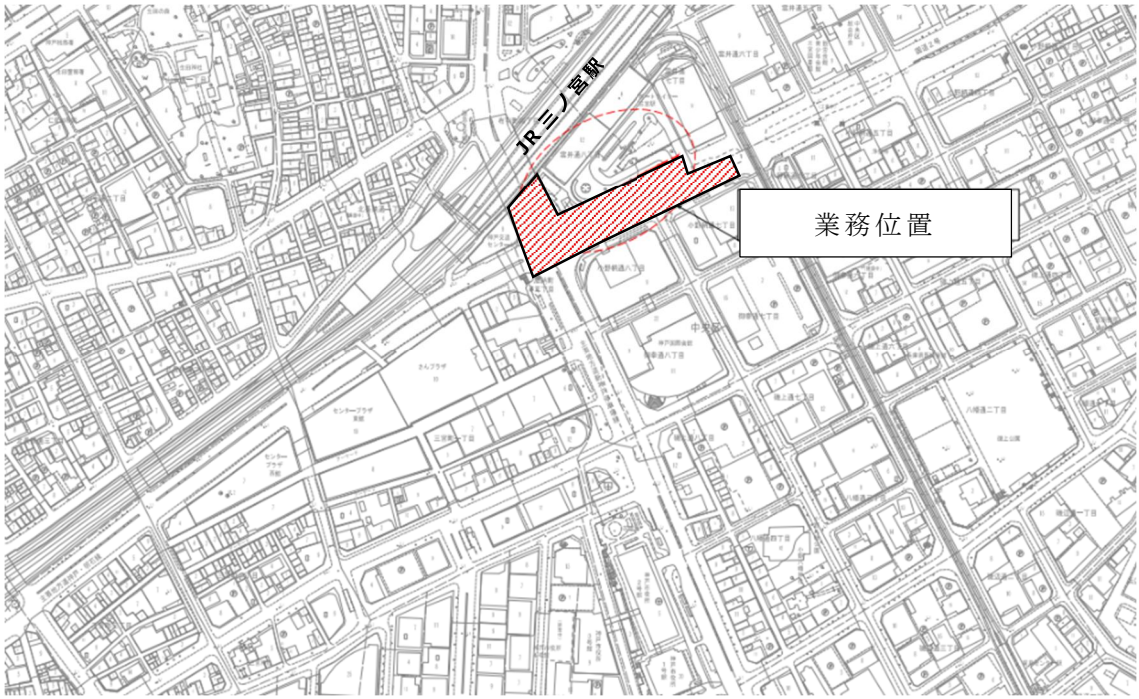
３－11 生成 AI の取扱いについて

本業務における生成 AI の取扱いについては、別紙-3「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」及び別紙-4「生成 AI の取扱いに関する確認兼誓約書」を参照のこと。

なお、本業務において、発注時点で個人情報等(仕様書別紙-3 に定める氏名など及び同意取得個人情報を除く。)、第三者の秘密情報及び利用権限のない著作物等以外に発注者が指定する生成 AI への入力等禁止事項はありません。

別図－1

位置図



業務位置

別図－2

業務範囲図



車道部：道路構造、区画線等の詳細設計を別途実施済。
本業務では、設計成果の一部修正、工事発注図書の編集等を実施する。

歩道部：道路構造の詳細設計、歩道設えに関する予備設計を別途実施済。
本業務では、歩道設えデザインの詳細検討及び詳細設計、設計成果の一部修正、工事発注図書の編集等を実施する。

※業務内容については、「２－５　調査・設計業務内容」を参照のこと。

業務範囲

別紙－1

法令等に基づく届出等チェックリスト（基盤）

設計名称：　　設計者：　　印

工事件名：　　建設業者：　　印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄	建設業者記入欄	提出先への届出日
	・各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・届出等に不足があれば、追記すること					届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に提出先に提出した日付を記入
□法関連								
	◇道路法							
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長				
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長				
3	交通管理者協議	道路法第95条の２	公安委員会	支社長				
	◇道路交通法							
4	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長				
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長				
	◇建築基準法							
6	建築物除却届け	建築基準法第15条	知事等	支社長				
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長				
10	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長				
	◇河川法							
11	河川法許可申請 （河川管理者以外の者の施工する工事等）	河川法第20条	河川管理者	支社長				
12	河川法許可申請 （流水の占用の許可）	河川法第23条	河川管理者	支社長				
13	河川法許可申請 （土地の占用の許可）	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
14	河川法許可申請 （工作物の新築等の許可）	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
15	河川法許可申請 （土地の掘削等の許可）	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
16	河川法許可申請 （河川保全区域における行為の制限）	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること			
	◇都市計画法							
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等 (34条の2)	知事等	支社長				
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長				
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の２	市長等	支社長				
	◇消防法							
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長				
21	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	支社長				
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長				
	◇測量法、国土調査法							
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長				
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長				
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長				
26	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長				
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長				
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長				
	◇文化財保護法							
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長				
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長				

	◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法							
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第4条	知事等	支社長				
32	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請 等）	水質汚濁防止法	知事等	支社長				
	◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）							
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長				
	◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）							
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長				
	◇大規模小売店舗立地法							
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長				
	◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法							
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長				
	◇下水道法							
37	下水道施設自費工事申請書（着手届、竣工届、検査願）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長				
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長				
	◇海岸法、砂防法、港湾法							
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること			
40	海岸保全区域における掘削の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること			
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること			
42	砂防指定地内制限許可申請（砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等）	砂防法４条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること			
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること			
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること			
	◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称：建設リサイクル法、建リ法)							
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長				
	◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃掃法、廃棄物処理法）							
46	焼却炉撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長				
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者				
	◇騒音規制法、振動規制法							
48	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届）	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること			
49	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請）	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること			
	◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律							
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること			
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること			
	◇都市公園法							
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長				
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長				
	◇森林法							
54	森林法関係届出	森林法10条の２	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること			
	◇景観法							
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること			
	◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法							
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり			
57	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第２項	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCB廃棄物の承継			
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第９条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け			
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第５条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中PCB製品を発見			

□条例等関連								
	◇道路関係							
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長				
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長				
62	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長				
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長				
	◇排水関係							
64	排水設備等新設等計画届出書（着手届、竣工届、検査願等）	条例	市長等	支社長				
65	公共下水道使用届出書　等	条例	市長等	支社長				
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長				
67	雨水浸透施設等設置工事計画届（着手届、完了届）	条例	市長等	支社長				
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長				
	◇給水関係							
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長				
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長				
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長				
	◇解体関係							
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長				
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長				
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長				
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長				
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長				
	◇測量関係							
77	境界確認書	条例	市長等	支社長				
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長				
	◇消防関係							
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長				
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長				
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長				
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長				
83	防火対象物使用開始（変更）届出	条例	消防署長	支社長				
	◇土壌関係							
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長				
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長				
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長				
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長				
	◇その他							
88	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長				
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長				
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長				
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長				
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長				
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長				
94	東京都環境確保条例８９条に基づく指定作業場設置（変更）届（自動車駐車場20台以上）	都条例89条	都知事	支社長				
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長				
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長				

別紙－2

特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート ≪参考≫

○；調達可能、×；調達不可

分類	品目分類	品目名	判定	備考
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたｹｰｿﾝ中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材	高炉スラグ骨材		
		ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材		
		銅ｽﾗｸﾞ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	○	
		鉄鋼ｽﾗｸﾞ混入ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物		
		中温化ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物		
	路盤材	鉄鋼ｽﾗｸﾞ混入路盤材		
		再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材	○	現場説明書参照
	混合ｾﾒﾝﾄ	高炉ｾﾒﾝﾄ	○	現場説明書参照
		フライアッシュセメント		
	セメント	エコセメント		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ及びｺﾝｸﾘｰﾄ製品	透水性ｺﾝｸﾘｰﾄ		
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	塗料	下塗用塗料（重防食）		
		低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		
		再生材料を用いた舗装用ﾌﾞﾛｯｸ（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品）		
	園芸資材	ﾊﾞｰｸたい肥		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥ｺﾝﾎﾟｽﾄ）		
	道路照明	環境配慮型道路照明		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		現場説明書参照
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		現場説明書参照
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
目的物	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

記載例

工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○	地盤改良の工事費が高くなる。
目的物	舗装	排水性舗装	×	発生交通量を考慮し、交通騒音を減少させる必要がないため。

別紙－3

受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて

本別紙は、仕様書の一部を構成するものであり、本業務において受注者等が生成 AI を利用する場合の条件及び手続を定めるものである。受注者等は、本業務において生成 AI を利用する場合には、本契約及び仕様書に従い、生成 AI 及び生成物を適正に取り扱わなければならない。

1　目的及び適用

(1) 本別紙は、生成 AI の適切な活用により本業務の効率化及び品質向上を図るとともに、情報漏えい、不正確な出力、第三者の権利侵害その他のリスクを適切に管理することを目的とする。

(2) 本別紙は、受注者（請負者、受託者その他名称を問わず本業務を実施する者をいう。）又は当該受注者から本業務の全部若しくは一部について再委託若しくは下請負を受けた者（これらの者からさらに再委託又は下請負を受けた者を含み、これらを総称して「再委託先等」という。）（以下、「受注者等」という。）が、本業務の遂行手段として自ら契約し、又は管理する生成 AI を利用する場合に適用する。

(3) 本業務において受注者等のいずれも生成 AI を利用しない場合、本別紙別添「生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書」（以下、「確認書兼誓約書」という。）の発注者への提出は要しない。

2　用語の定義

(1) 「生成 AI」とは、人工知能に関する技術を用いて、利用者による情報の入力又はアップロード（以下、「入力等」という。）に応じ、文章、画像その他の情報を生成する機能を有するシステム、プログラム又はクラウドサービスをいう。

(2) 「生成物」とは、受注者等が生成 AI を利用して得た文章、画像その他の情報をいう。

(3) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号を含む情報をいう。

(4) 「氏名等」とは、発注者の職員及び受注者等の氏名、役職、所属及び業務用連絡先のうち、本業務の遂行に必要なものをいう。

(5) 「同意取得個人情報」とは、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあ

らかじめ明示し、本人の同意を得た個人情報をいう。ただし、要配慮個人情報及び個人番号を含む情報を除く。

3　生成 AI を利用するための条件及び手続

(1) 受注者等は、本業務の遂行のために生成 AI を利用することができる。ただし、「4　入力等条件」の全てを満たし、「5　利用する生成 AI の安全要件」（以下、「安全要件」という。）の全てに適合する場合に限る。なお、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。

(2) 受注者は、生成 AI の利用開始前に、あらかじめ確認書兼誓約書を発注者に提出しなければならないものとし、受注者等は、発注者から当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後、利用を開始するものとする。なお、受注者による確認書兼誓約書の提出及び発注者による当該連絡又は(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び本別紙に基づく義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

(3) 受注者等が複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合、受注者は、それぞれについて安全要件への適合を確認し、生成 AI サービス又は契約プランごとに確認書兼誓約書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(4) 発注者は、確認書兼誓約書の記載内容を確認し、記載内容に不備がある場合又は受注者等による生成 AI の利用が本契約及び本別紙に適合しないと認める場合、受注者等に対し、確認書兼誓約書の修正、当該利用の停止その他必要な措置を求めることができる。

4　入力等条件

(1) 受注者等は、次に掲げる情報を生成 AI に入力等してはならない。

区分	生成 AI に入力等してはならない情報
ア	個人情報等（氏名等及び同意取得個人情報を除く。）
イ	第三者の秘密情報（受注者等が第三者に対して秘密保持義務を負う情報をいう。）
ウ	受注者等が利用する権限を有しない著作物その他第三者の権利の対象となる情報
エ	発注者が生成 AI への入力等を禁止した情報

(2) 氏名等は、議事録の作成その他本業務の遂行に必要な範囲で入力等することができる。

(3) 同意取得個人情報は、本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲に限り、生成 AI に入力等することができる。この場合、受注者等は、入力等を行う前に、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得ていることを確認しなければならない。

(4) 発注者は、本業務の内容、情報の性質その他の事情を踏まえ、生成 AI への入力等を禁止する情報を指定することができ、受注者等は、当該指定に従わなければならない。

(5) 受注者等は、入力等を行う情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定するものとし、入力等可否に疑義がある場合は、当該情報を入力等する前に、あらかじめ発注者に確認するものとする。

5　利用する生成 AI の安全要件

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認し、利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が次の安全要件に適合することを確認しなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 は適用しない。

No.	安全要件
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。

No.	安全要件
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。

6　生成物の確認及び利用

(1) 受注者等は、生成物を本業務に係る判断、処理、成果物の作成、発注者への提出物の作成その他本業務の遂行に利用する場合、自らの責任において、その内容及び利用の適否を確認し、必要な修正を行わなければならない。

(2) 受注者等は、生成物のみに基づいて本業務に係る判断その他の業務遂行を行ってはならない。

(3) 受注者等は、生成物に虚偽若しくは誤り、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容、偏見及び差別を含む内容又は本業務に不適切な内容が含まれていないことを確認しなければならない。

(4) 受注者等は、(1)から(3)までの確認の結果、生成物に修正を加えずに、成果物、発注者への提出物その他発注者に提示する資料等に使用する場合、生成 AI を利用して作成した旨を当該成果物等に明記しなければならない。

(5) (4)の明記は、受注者等の本業務に関する義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

7　適合状態の維持、変更時の対応及び利用終了

(1) 受注者は、生成 AI の利用期間中、安全要件への適合状態を維持するとともに、再委託先等に維持させなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。

(2) 利用規約、契約プラン、利用環境、設定その他安全要件への適合に影響する事項に変更があった場合、受注者は、変更後の生成 AI 利用開始前に、安全要件への適合状態を再確認しなければならない。

(3) 受注者等は、(2)の再確認により、安全要件への適合を確認できない場合、当該生成 AI を利用してはならない。

(4) 受注者は、(2)の再確認の結果、確認書兼誓約書の「1　基本情報及び利用する生成 AI」の記載内容に変更が生じる場合、変更後の利用開始前に、変更後の確認書兼誓約書を発注者に再提出しなければならない。受注者等は、発注者から変更後の内容で当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後に、利用を開始する。

(5) 生成 AI の利用を終了した場合、受注者等は、安全要件 No. 6 記載の運用に従い、生成 AI サービス上の入力等情報及び生成物を削除し、又は削除されることを確保しなければならない。なお、同 No. 6 に定める受注者等が削除を要しない情報については、削除対象に含まないが、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いてはならない。

(6) 受注者は、発注者から求めがあった場合、再委託先等による利用を含む生成 AI の利用状況、安全要件への適合状況及びこれらの確認方法を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

8　事故、不適合等への対応

(1) 受注者は、事故、安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合、直ちに生成 AI の利用を停止し又は再委託先等に利用を停止させ、発生した事象、影響範囲及び講じた措置を速やかに発注者に報告しなければならない。

(2) 受注者は、発注者の求めに応じ、必要な調査、是正、影響拡大の防止、再発防止その他の対応を行わなければならない。

(3) 受注者は、発注者から求めがあった場合、安全要件への適合を確認した方法、事故等への対応状況を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

9　再委託

(1) 受注者は、再委託先等に生成 AI を利用させる場合、当該利用が本契約及び本別紙に反しないことを確認した上で、当該再委託先等に本別紙及び確認書兼誓約書に定める受注者の義務と同等の義務を課し、これを遵守させなければならない。

(2) 再委託先等による生成 AI の利用及び生成物の取扱いについて、受注者は、自ら行った場合と同様に、本契約及び本別紙に基づく責任を負う。

(3) 受注者は、再委託先等が利用する生成 AI についても、その利用開始前に、当該再委託先等を明記した確認書兼誓約書を提出しなければならない。

10　成果物としての生成 AI システムとの関係

(1) 発注者が利用することを目的として、本業務の成果物として生成 AI システムを構築又は導入する場合であっても、受注者等が本業務の遂行手段として別の生成 AI を利用するときは、その利用に本別紙を適用する。

(2) 成果物として構築又は導入される生成 AI システムそのものの仕様、利用条件、検証及び導入後の運用管理については、仕様書その他発注者が定める条件による。

11　本別紙への違反等

受注者等が本別紙又は確認書兼誓約書に違反した場合、発注者は、生成 AI の利用停止、是正、再発防止策の提出その他必要な措置を求めることができる。この場合において、発注者は、本項に定める措置に加え、本契約に基づく解除、損害賠償請求その他の権利を行使することができる。

以 上

別紙－4

生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書

本確認書兼誓約書（以下、「本書」という。）は、仕様書別紙「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」（以下、「仕様書別紙」という。）に基づき、受注者等が本業務において生成 AI を利用する場合に、利用する生成 AI 及び安全要件への適合状況を受注者が確認するとともに、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守することを誓約するものです。

1　基本情報及び利用する生成 AI

契約件名	
受注者名	
生成 AI サービス名	
提供事業者	
契約プラン	
基盤モデル（モデルの名称（系列））	
本業務における利用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
再委託先等	再委託先等による利用：□ 無　□ 有 （会社名称：　　）

複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合は、サービス又は契約プランごとに本書を作成するものとします。基盤モデルを複数のモデルから選択可能なサービスを利用する場合は、本業務で利用するモデルを記載してください。また、再委託先等が生成 AI を利用する場合、受注者は、当該再委託先等に係る別葉の確認書兼誓約書を提出するものとします。

2　安全要件への適合確認

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認してください。利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が以下の安全要件に適合していることを確認した上で、確認結果欄の「適合」にチェックしてください。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No.９の「該当なし」にチェックしてください。

No.	安全要件	確認結果
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。	□ 適合
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。	□ 適合
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。	□ 適合

No.	安全要件	確認結果
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。	□ 適合
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。	□ 適合
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報	□ 適合
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。	□ 適合
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。	□ 適合
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。	□ 適合 □ 該当なし
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。	□ 適合
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No.1 から No.10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。	□ 適合

3　受注者の確認及び誓約

・受注者は、本書の記載内容が真実かつ正確であり、利用する生成 AI が本書「２　安全要件への適合確認」（以下、「適合確認」という。）に掲げる安全要件に適合していることを確認するとともに、生成 AI の利用に当たり、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守します。再委託先等に生成 AI を利用させる場合は、仕様書別紙「９　再委託」に定めるところにより、当該再委託先等にも遵守させます。（再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、適合確認 No.９については「該当なし」となります。）
・受注者は、生成 AI に入力等する情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定し、仕様書別紙「４　入力等条件」(1)に定める生成 AI に入力等をしてはならない情報を入力等しないことを誓約します。
・受注者は、同意取得個人情報を生成 AI に入力等する場合、仕様書別紙「４　入力等条件」(3)に定める確認を行うとともに、当該確認に係る記録を保持し、発注者の求めに応じて提示します。
・本書の提出及び発注者による生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡又は仕様書別紙「３　生成 AI を利用するための条件及び手続」(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び仕様書別紙に基づく義務及び責任を免除し、又は軽減するものではないことを確認します。

以上について確認し、誓約します。

提出日	令和　　年　　月　　日
商号又は名称	
代表者氏名	印
作成者 （担当部署/氏名）	担当部署： 氏名：
連絡先 （電話番号/メールアドレス）	電話番号： メールアドレス：